

# 平成28年4月地震大分県被災者義援金募集要綱（第3版）

社会福祉法人 大分県共同募金会

## 1 趣旨

平成28年4月の地震により大分県内に災害が発生したことを受け、大分県共同募金会では、県内被災者の方々の生活支援の一助とするために被災者義援金の募集を行います。

## 2 義援金の名称

平成28年4月地震大分県被災者義援金

## 3 受付期間

平成28年4月22日（金）から**9月30日（金）**まで  
なお、終期は短縮または延長する場合があります。

## 4 義援金受入れ口座

| 金融機関   | 支店名    | 口座番号           | 名 義 等              |
|--------|--------|----------------|--------------------|
| 大分銀行   | ソーリン支店 | 普通預金 732631    | 社会福祉法人 大分県共同募金会    |
| ゆうちょ銀行 | 口座番号   | 00950-1-308896 | 大分県共同募金会熊本地震大分県義援金 |

○大分銀行の本・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

**なお、この大分銀行の口座は6月30日（木）までの取扱いとなります。**

○ゆうちょ銀行の窓口からの振込手数料は無料となります。

○上記以外の他銀行等からの振込みやATMなど窓口以外の振込みの場合には、振込手数料がかかります。

**（注）熊本地震義援金と区別するために必ずお名前の後ろに（大分）と明記してください。**

## 5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大分県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、市町村を經由して被災された世帯に配分します。

## 6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制上の優遇措置（寄付金控除、損金算入）が認められる寄附金に該当します。①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の受領証（現金受付のみ）をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付口座であることを確認するため、本要綱「平成28年4月地震大分県被災者義援金募集要綱」も確定申告時にあわせて必要となります。

## 7 問い合わせ先

社会福祉法人大分県共同募金会 TEL 097-552-2371 FAX 097-552-6250